

## 財務諸表の事務局における確認について

### 1 趣旨

地方独立行政法人法第34条の規定により、知事は、財務諸表の承認に当たり、評価委員会の意見を聴くこととされている。

これに先立ち、事務局においては、合規性の遵守と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

### 2 確認内容

#### (1) 合規性の遵守

No.	チェック項目	適否	チェック結果
1	提出期限は遵守されたか。	適	法定期限の6月末日までに提出された。
2	法定書類は全て提出されたか。	適	次の書類が提出された。 ①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ②決算報告書 ③事業報告書 ④監事・会計監査人の意見
3	監事・会計監査人の監査報告書に考慮すべき意見はないか。	適	監事・会計監査人の監査報告書に、適正であるとの意見の記載があった。

#### (2) 表示内容の適正性

No.	チェック項目	適否	チェック結果
1	記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	適	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
2	計数は整合しているか。	適	合計等の基本的な計数について、整合を確認した。
3	書類相互間における数値の整合は取れているか。	適	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
4	運営費交付金に係る会計処理は適正か。	適	期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した。

### 3 確認結果及びコメント

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額上の重要性の認められる齟齬等はなく、知事による財務諸表の承認に当たって、事務局として特段のコメントはない。